

部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

この法律案は、下級裁判所における事件の適正迅速な処理を図りますため、裁判所の職員の員数を増加しよとうとするものでありまして、以下簡単にその要点を申し上げます。

第一点は裁判官の員数の増加であります。これは、簡易裁判所における民事訴訟事件の適正迅速な処理を図りますため、簡易裁判所判事の員数

を五人増加しようとするものであります。

事件並びに簡易裁判所における民事訴訟事件の適

正迅速な処理を図るため、裁判官以外の裁判所の職員を六十二人増員するとともに、他方において、裁判所の司法行政事務を簡素化し、能率化す

ることに伴い、裁判官以外の裁判所の職員を三十七人減員し、以上の増減を通じて、裁判官以外の裁判所の職員の員数を二十五人増加しようとするものであります。

以上が裁判所職員定員法の一部を改正する法律案の趣旨であります。

何と不慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますよう、お願い申し上げます。

○委員長（吉川義次郎）以上は提出された明の取扱い終わりました。

質疑のある方は順次御発言をお願いいたしま
す。

○千葉景子君 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案の内容に入ります前に、若干リクルート

関係の問題につきまして新しい動きがあつたようでございますので、その点についてお尋ねをした

いというふうに思います。
昨日、三月二十七日の午後、報道等によります
と真藤NTT前会長、それから江副リクルート前
会長、それぞれ起訴、追起訴がなされたというこ
とでございますけれども、その事実と、それから

○政府委員(根來泰周君) 昨日起訴されましたのは、被告人は真藤恒元N.T.T代表取締役社長でありました会長であった者と、江副浩正元リクルート代表取締役社長であった者、それに小林宏元ファーストファイナンス代表取締役社長であった者の三名でござります。

罪名は日本電信電話株式会社法違反でございまして、真藤につきまして同法上の収賄、江副、小林につきまして同法上の贈賄ということで起訴されたものであります。

公訴事実の要旨でございますが、真藤恒元日本電信電話株式会社の代表取締役が村田幸蔵と共に謀り、昭和六十一年九月三十日ごろ、株式会社リクルート代表取締役社長江副浩正らからいろいろ職務上の便宜を受けたこと、あるいは職務上便宜を受けたいということの趣旨のもとに、御承知のように株式会社リクルートコスマス株式を一万株譲り受けた。その一万株については、要するに植産住宅の最高裁の決定の趣旨に沿うような状況で譲り受けを受けた。こういうような事実でござります。

○千葉景子君 今要旨を説明をいただきましたが、今回のこの起訴によりまして、今後の捜査についてどのような方向性あるいは進展が考えられているんでしょうか。その点についてお答えしていただける範囲でお願いをしたいと思います。

○政府委員(根來泰周君) 東京地方検察庁は、引き続きリクルートコスマス社の未公開株式譲渡関係を中心いて刑罰法令に触れる事実の有無の観点から検討を行つて、犯罪の容疑が認められるものがあれば厳正公平な立場からその捜査処理に当たるものと考えております。

もとより、このような問題につきましては証拠関係が事件の成否を左右するものでござりますから、厳正に証拠関係を検討してそのような対処をするものと考えております。

○千葉景子君 昨日、真藤N.T.T前会長と江副りいます。

クルート前会長、小林ファーストファイナンス代表取締役が起訴されたということになりました。今後真藤前会長などに関しましては保釈の申請などもなされようかと思いますが、その点について裁判所としては特別な扱い等ないよう、ぜひ厳格に公正に対処をしていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

は、現に裁判所に係属中の具体的な事件の処理に関する問題でございますので、私どもからあれこれ意見を述べることは差し控えさせていただきます

がなされるものと考えております。

○千葉景子君　ぜひ適正な、公正な取り扱いをしていただきたいというふうに思います。

権の問題などが質問をされておりました。もう一度、法務大臣にこの指揮権発動等についての御見解、御認識を明らかにしていただきたいと思い

○國務大臣(高辻正己君) 私は元來、檢察権が嚴正公平に行使されることを確信しております。

これに対し、いさかの制肘も加える考えは毛頭持つておりません。指揮権の問題も、詳しく言ういろいろなことを申し上げなければなりません

が、私の基本的な考えは今申したとおりでござります。

大きな関心事でもございます。また、これに対する解説、それが今求められているときでもございまますので、ぜひ適正な、厳格な対処をお願いした

いと、うふうに思います。

かと思ひますが、場合によつては国會議員等を含めて検査対象に上がつてくるようなこともあるかと思ひます。国會議員の場合にはいわゆる議員の不逮捕特權と言われるものがございまして、それ

なりの手続を踏まなければならないということになりますが、国会議員について不逮捕特権などを含めてどのように認識をなさっておられるか、お聞きしたいと思います。最近の状況を見ておりま
すと、逮捕請求がなされるという事例が少なく、在宅での起訴などが多いとも認識をしておりますが、このあたりについて今後の問題としてどう考えていらっしゃいますでしょうか。

○政府委員(根来泰周君) 現在あるいは将来にわたりまして国会議員が捜査の対象になるかどうか、そういうことを含めましてお答えする限りでございませんし、また、そういうことになりますと前提を全く議論になりますので、私ども何とも申し上げかねるところでございますけれども、いずれにせよ一般的には、何事についても厳正、適切に検察庁は対処するものと考えております。

○千葉景子君 仮定の話でもございますし、捜査中の問題でもございますのでなかなか明確な御見解を表明いただくいうわけにはいきませんが、思いますけれども、先ほどから申しているように、この問題についての適切な、そして国民の目から見ても納得のいくような対処をぜひしていただきたいというふうに思つております。

ところで、このリクルート疑惑、事件と申しますようか、それが今検察庁の特捜部の手によって捜査が進められているということでござりますが、ちょうど三月末というものは人事の関係での異動の時期でもあるとかと思ひますが、検察庁においてはこの人事異動に基づいて特捜部などの体制に変化がございますでしょうか。その点についてお聞きしたいと思います。

○政府委員(根来泰周君) 東京地検特捜部所属の検察官は三十六名でございます。本日付で、その十四名の検事の皆さんはどんな立場におられるか、お相応する数の検察官が転入するということになつております。

方でござりますか

○政府委員(根来泰周君) そのうち二人は副部長のようござります。そのほかの者はいわゆる平食事といふ者で、そういう二二〇人ほど、三十

が、従来から御説明しておりますように、特捜部全員挙げてこの問題に取り組んでおりますので、いずれもほんとどこの事件に関与していた者ではないかと考へております。

○千葉景子君　そうしますと、今回的人事異動等によつてリクルート問題に対する捜査の体制であるいはこれまでの捜査方針等に大幅な変更はないと考えてよろしいでしょうか。

定例の人事異動があるわけでございます。大体三ヶ月ぐらい前に本人には内内示いたしますか、意向打診をしてやつておるわけでございます。年度の人事異動についても管理側はつと前から十分承知しているわけでござります。したがいまし

て、そういうことを踏まえまして抜かりなく捜査体制は組んでいるものと考えております。

それでは、リクルート関係の問題につきましては一応ここまでにさせていただきまして、引き続ぎまして本題の裁判所議員の問題について質問を

させさせていただきたいと思います。
裁判所職員の定員の問題、増加あるいは減員、
これらについては毎年、単年度ごとに法律改正が
行われまして、それについて私どもも審議をさせ
ていただいているわけですけれども、実際に裁判
所職員がどのように配置されるのが適正である
か、あるいは仕事の面においてもどのくらいの数

が必要であるか、これらの問題は単年度だけではなく、少し中期的、長期的な展望をいいますか、計画、こういうものがあつた上での話ではないかと思うんです。事件数の増加であるとか、あるいは審理時間、そういうことを含めまして今後の見通し、そういうものが必要じゃないかというふう

乙思、矣。

最近、司法修習生等の増員問題等も出ておるようございますので、裁判所の方では今後の中長期的な計画等がおありなのかどうか、あるいはそういうことを考えていらっしゃるのかどうか、その辺についてちょっとお伺いしたいというふうに思います。毎年毎年個々の問題はお尋ねしているのですが、ここで少し長期的な展望、その点についてお尋ねをしたいと思います。

○最高裁判所長官代理者(金谷利廣君)　お尋ねの趣旨は、あるべき定員の姿と申しますか、あるいは定員数を中長期的に予測して、それに向かって計画的に増員を進めていく、そうすべきではないかという御趣旨でございます。確かにごもっとな点を含む御見解でございまして、私どももいたしましても大変傾聴すべきものがあると思つております。

がそれないかということを検討もいたしております。しかし、実際にその方法で計画的な増員を図るということに踏み切ることがでありますから申しますと、現実的には困難な問題に逢着いたしまして、なかなかその方法に踏み切れないと申しますのが率直なところでございます。

件数の予測あるいはその内容の予測ということが
必要になります。さらに、仰せのとおり、裁判官
及び職員の適正な処理件数と申しますか、適正に
処理し得る件数というものについての検討が必要
になるわけでございます。しかし、その二点にわ
たりまして現在のような社会事情の変化の激しい
もとでは流動的な要素が絡みまして必ずしも予測

が容易でない、こう考えております。
事件数一つにいたしましても、例えば五年という比較的短期の将来予測につきましても、委員御承知のとおり、現時点は非常に難しい時期でございます。民事訴訟の事物管轄の改正後の五十七年以降の事件数を見ましても、例えば簡裁の方でサ

ラ金、クーラント事件が激化、二ヶ月。ナ

いいたところから簡裁の民訴事件が大変ふえました。た。地裁の破産事件だとかあるいは民事執行事件などが激増いたしました。調停関係で申しますと、サラ金の調停事件がぐっとふえました。と思いますと、今度は急にその調停事件が減りました。そういうふうに現時点では事件数に大幅な変動がございます。あるいは道路交通法の改正によりまして略式命令事件が著しく減少しております。こういったように非常に大きい波がございますので、事件数の予測 자체は必ずしも容易ではないという点が一つございます。

それから、裁判官、職員の適正な処理件数をどう想定するかということになりますと、やはり事件の内容、あるいは訴訟当事者の協力を負うところの大きい訴訟手続の運用をどのように改善していくか、その改善がどの程度進捗していくかといつたこととも関係がございます。あるいは現在の

そういう点から実際の増員要求は、御指摘のとおり、毎年御承知のような手法でさせていただいているわけでございます。しかし、御指摘も流動的な要素をはらむわけでございます。

の千葉景子君 今御説明のありました趣旨は私もよく理解できるところでございます。
今後裁判所職員の定員の設定のあり方につきまして、今後の裁判所職員の定員の設定のあり方については、さらに御趣旨を踏まえまして研究いたしまして具体的な検討をしてまいりたい、こう考えておりますところがございます。御理解願いたいと思います。

ただ、今回も裁判官、今回は簡裁の判事ということになりますが、それから裁判官以外の裁判所の職員、秘書官、書記官、家裁調査官、事務官、技能労務職員とその他ござりますけれども、それそれ具体的な数字で増減が提案をされているわけですが、それども、実際、現在の定員、それから今提

案がなじむ、「る政王後の宝賀」、これは政王がま

してそれで十分、あるいはこれでむしろ余っているところがちょうどよくなるということなんですが、さいましょうか。それとも、もう少し本来は長期的といいますか、数字としては別なものもあるけれども、いろいろな予算等の関係上、ことしはこの限度でと、こういうことなんでございましょうか。特に裁判官等についてはいかがですか。

○最高裁判所長官代理者（金谷利廣君）なかなかお答えするのが難しい問題でございますが、欲を出せば切りがないと申しますか、これで十分ですかと聞かれますと、必ずしもこれで十分であるとまでは申せないかもしませんが、今回の増員をしていただきましてことによつて人的な充実強化の点からは相当程度の改善をしていただける、こう思っております。

○千葉景子君 ところで、今回は裁判官については、判事補について定員の増加が特になされては

おりません。現在の定員が六百三、六十三年十一月一日現在で六百三ということですけれども、この判事補については特に定員の増加を図られないというのには理由がござりますか。

○最高裁判所長官代理者（金谷利廣君） 判事補につきましては、過去昭和五十三年までの九年間引き続いて増員していただきましたとして、その増員数の

トータル七十六名の増員をしていただいたものでございます。このように判事補について相当数の定員枠の増加を図っていただきましたこともございまして、また一方では最近の司法修習生から判事補への任官者数の状況等も踏まえまして、現在、今年度におきましては判事補の増員をお願いするまでの必要はないとの、こう考えた次第でござります。

○千葉景子君　判事補については、現在の定員に對して現在員が二十九名の欠員ということになりますが、この四月で判事補の採用があるかと思いますが、これによつてこの欠員というは充足をされるんでしょうか。それとも、さらにそれでもまだ不足するような状況になるんでしょうか

か。その点についての現状はいかがですか。

○最高裁判所長官代理者(櫻井文夫君) 昨年の十二月一日現在で判事補の欠員が二十九名でござります。ことしの春と申しますが、来月でござります。されども、判事補の中からさらに判事に任命されていく者がございます。その分、さらに判事補の数が減少するわけでございます。来月、判事に任命される予定の者が四十八名いるわけでござります。この二十九名とそれから四十八名と合わせまして、それに多少はこの春の異動期を機会に退官する者もございますが、これはそれほどの数ではございません。いずれにしましても、今の二つの数を合わせまして相当数の欠員が生ずるわけでござります。

そこで、ことしの修習を終える司法修習生からの判事補の希望者でございますが、現在五十八名でございます。これは五十八名全員採用という運びになるかどうか、これからの方々の選考にござりますけれども、この数を比較しましても、この春の時点での欠員の充足は少し及ばないというところがございます。もちろん、例えば検事あるいは弁護士等から判事補に新たに任命される方もある程度の数はございますが、それを合わせるとかと思いまして、できるだけ欠員のなきようにぜひ取り計らっていただきたいというふうに思います。ところで、同じく下級裁判所の裁判官の定員と現在、これをいただきました資料から見てみると、判事も三十三名の欠員ということになつておられます。また簡易裁判所の裁判官も二十六名の欠員という形になつておりますけれども、これについて、あるいは判事補から判事になられる、そういう

方がいらっしゃることによつてほぼ充足をされることがあります。これは毎年、この法律改正につきましては、今回さらに定員増がなされますと二十六名と五名、三十一名数字では欠員ということになりますかと思ひますけれども、その辺の充足の数が減少するわけでございます。

○最高裁判所長官代理者(櫻井文夫君) 判事と簡易裁判所判事について申し上げます。まず、判事でございますが、昨年の十二月一日現在の欠員が三十三名でございます。これは判事の場合は判事補以上に年度の途中でずっと減少していく数が多いわけでございますが、その後さらにこの四月までの減少も二十名余りはある予定でございます。全部合わせまして六十名程度の欠員にならうかと思ひますが、これがこの四月に判事補から判事に任命になる者、先ほど四十八名と申し上げました、この四十八名と、それからそれ以外に検事あるいは弁護士から任命される方々と合わせまして、この判事の欠員は大体この春の異動期に充員できる予定でございます。

それから簡易裁判所判事でございますが、昨年の十二月一日現在で二十六名の欠員でございました。これに今回御審議いただいております増員分五名がございます。それからさらに、ことしの七月までの退官等が十人程度ございまして、全部合わせて四十名を少し超える程度の欠員になるわけございます。

他方、任命の方は、判事定年後、簡裁判事になる方あるいは定年直前にやめて簡裁判事になる方、それから弁護士から簡裁判事の任命を希望する方、こういった方が十名程度おられまして、四十名のうち十名程度をそいつた方々で任命でき思つております。それから、あとは八月に、これは毎年度の任命でございますが、簡易裁判所判事選考委員会の選考を経ての任命が三十名余り予定されます。これでもって簡易裁判所判事は大体充員できるという予定になつております。

ましても、大分欠員あるいは過員の部分などもあるようでございます。これは毎年、この法律改正のたびに質問をさせていただくということになりますが、これは現在の定員が六千五百二十九名、現在員が六千四百七十七名で欠員が五十二ということになりますね。これさらにまた定員増となりますが、これは現在の定員が五十二名なり、それプラスアルファの欠員というのは、どこの裁判所の書記官が欠員になって、それを補充しなきゃいけないものでございます。その辺の考え方、ちょっとお聞かせいただきたいんです。

昨年もお聞きしたような気がするんですけども、例えば東京地方裁判所は定員が何名、大阪地方裁判所は何名という形ではないという御説明をいたしました。この裁判所が欠員になっているという形でこの定員というのを計算をなさるんでしょうか。この定員数というのを出されるんでしょうか。この定員数というのを出されるんでしょうか。この辺の実情といいますか、仕組みを御説明いただきたいんですが。

○千葉景子君 何となくわかったようなわからないような気がするんですけども、要するに個々の裁判所が何名という形には決められないということなんでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(金谷利廣君) 決められないということではございませんのですが、例えば地裁、家裁、簡裁も合わせまして個々何名置くとか、そういった形の数は出しておりますが、これはある程度年度途中で人が減つてくるとかいうふうなことも当然前提にいたしました上での、そしてまたこちらに欠員があつたらこちらからちらちらへ回す、また回した方に穴があくとか、そういうふうに御理解いただきたいと思うわけでございます。

○千葉景子君 数からして平均をさせていただきますと、一人か、あるいは欠員になつていないところもあるというような形にならうかと思うんですけども、実際には例えば事件数の多い裁判所

であるとか、あるいは途中でやめられる方などが、平均はなかなか出ないかと思うんですね。こつちは三名ぐらい突然やめられてしまつたとか、それいろいろ特徴があつて、一概に一名であるとかあるいは二名であるとかいうことは言えないのではないかと思うんですが、私は昨年も裁判所ごとの定員数というのを出していただけないかなというふうに要求をさせていただきまして、それは難しいということだったんですね。私は昨年も裁判所ごとの定員数というのを出していただけないかなというふうに要求をさせていただけないかなというふうに思いました。

○最高裁判所長官代理者(金谷利廣君) 先ほども申し上げましたとおり、全体の数をそれぞれの序

に配る一応の内部的な目安というのでは定めておるわけでございますが、これが相当柔軟なもの

でございますし、そしてまたそれぞれの地裁、家

裁、簡裁、相互に融通し合つて使うというところ

もございます。あるいは高裁にゆだねて、しかるべき穴のあいたところをうまく調整してもらつておる、あるいはこのところで事件がふえた、あるいは長期病欠者が出てきたとかいったときにかかるべき対応をしてもらうといった要素もございまして、非常にやわらかいものでございます。

そしてまた、それを決めるにつきましてはもうろのいろいろな要素を考えおりまして、必ずしも私どもの一応の目安としての数がその事務量の絶対量と申しますか、そういうものをあらわす、示すという性質のものではございませんの

で、その辺のいろんな要素を捨象して員数何名といふことを申し上げますと、いかにも相当かたい定員で、それだけがなければ事件が動かないといつたふうに誤解されるというふうな面もございまして、内部的な一つの目安にすぎないもので御勘弁いただきたいということを從来申し上げてお願いしているわけでございます。

○千葉景子君 私も、その定員をふやしたらいいのか、減らすのがいいのか、検討させていただく

材料としてそういうものがお出しただけるとわ

かりやすいのではなかろうかと思うんですね。ものではないような気もいたしますので、それはまた今後私どもが定員などの増減を考える材料として提供いただくようなるとともに少し考えていただきたいというふうに思います。

ところで、各官職ごとなんですが、今回家裁の調査官、調査官補、これについては増員の予定などはないようございますけれども、これは実情として増員の必要などは今のところないとお考えでいらっしゃいますか。

○最高裁判所長官代理者(金谷利廣君) 今回の増員要求の際には、私どもとしましても家庭裁判所調査官の増員をどうすべきかということを一応検討したわけでございます。

確かに家庭裁判所の家事事件につきましては、傷害事件だと遺産分割事件など、少し事件の内

容で複雑困難な事件がふえているとか、あるいは特別養子縁組制度が新設されたとかいったことがございます。その辺もにらんだわけでございます。

が、最近の家事事件の新受件数というのがやや減少かほぼ横ばいといった状況でございまして、少

年の一般保護事件の方もほぼ横ばいの状況とい

うことございます。交通保護事件について言いますと、道路交通法の改正によりまして、昭和六十

二年度は約二六%減少、六十三年度はさらに六十

一年度と比べますと三七%の減少というふうに大幅な事件の減少がございます。

その辺のところをらみまして、今年度増員しないでも適正迅速な処理に支障を來すということ

とおり、裁判所事務官にはほかの官職と違いま

すと、過員になつていても春に新採用でもって埋める、

そういう繰り返しになつてているものでございま

す。最後は三月三十一日の定年退職というのが多

いわけでございますが、そうやって欠員が最終的に固まつたところで春に新採用でもって埋める、

そういう繰り返しになつていているものでございま

す。

○千葉景子君 ところで、裁判所事務官の数につ

いてお尋ねをしたいんですけれども、これは逆に、現定員と現在員を見ますと今度は百七十の過員になつて

ているという数字が資料に出ておりますが、この過員になつてているというのはどういうことで過員になつてているんでしようか、その理由を説明いた

だければと思います。

○最高裁判所長官代理者(櫻井文夫君) 御指摘の

とおり、裁判所事務官にはほかの官職と違いま

すと、百七十名の過員ということになつております。

これは、裁判所の場合、裁判所書記官の任命と

て百七十名の過員ということになつております。

これは、裁判所の場合は、何といいますか、

一番もとになる官職でございます。常に事務官あ

るいは書記官、あるいは他の官職との間に入

れかわりと申しますか、がある官職でございま

す。それでいなければいけない者が出でるとか、そういうことは具体的にはないわけですね。

○最高裁判所長官代理者(櫻井文夫君) 裁判所事務官と申しますのは裁判所の、何といいますか、

一番もとになる官職でございます。常に事務官あ

るいは書記官、あるいは他の官職との間に入

りかわりと申しますか、がある官職でございま

す。それでいなければいけない者も、これがそ

のまま研修所に入っているという形のものではありませんが、これが他の官職との間に入

りかわりと申しますか、がある官職でございま

す。それでいなければいけない者も、これがそ

のまま研修所に入っているという形のものではありませんが、これが他の官職との間に入

りかわりと申しますか、がある官職でございま

す。それでいなければいけない者も、これがそ

のまま研修所に入っているという形のものであ

りますが、これがあるがために、それを減らす

ためには、常に流動しているといつたう

うのあります。それらの者は現在裁判所事務官

の資格でいるわけでございます。二年間あるい

は一年間の裁判所書記官研修所における研修を受

けている状態の者がすべて裁判所事務官の肩書で

入つてゐるわけでございます。この百七十名とい

うふうに御理解いただきたいと思います。これ

いたします。全部で七十人程度の欠員になるわけ

でございますが、これはことしの新採用の家庭裁

判所調査官補とそれから退職をして家庭裁判所調

査官に再任用される者、この両方によつて充員で

さるとかあるいは途中で退職をなさる、そういう

見込みであります。

○千葉景子君 これまでのお話から総合してみま

すと、欠員になるというのは基本的に退官をな

○千葉景子君 今回は事務官につきましては定員減ということになつて いるようござりますが、これはどういうことで定員減ということになるんでしょうか。

○最高級半所長官代理者（金谷利廣君）定員減の
もとになつております事務官といふのは、事務官
の中にはタイピストがございますので、タイピス
トのことなどさいます。

タピストにつきましては、行政事務文書の整理等御承知のとおりワープロあるいは複写機等の採用によりましてタイプ文書量というのが相当減少が可能になつております。そうしたところからこちらの方で減らした、こういうことでございま
す。

〇〇千葉景子君 ところで、「技能労務職員(印刷工)」ということになつておりますて、これは現在でも定員に対して大変少ない数。定員そのものが十名ということで現在員が四ということになります。これは具体的にはどういうような職務内容で、最高裁だけに配置をされているといふことになつておりますけれども、現在この欠員になつていることによる支障等はございませんのでしようか。また、この欠員について補充をするというようなことは考えていらつしやるんでしようか。

（最高裁判所長官代理者（金谷利廣））これもタ
イピストと同様でござります。職種といいたしまし
ては最高裁判所の印刷工でございます。印刷工で
ござりますので、ワープロの定着等に伴いまして
印刷業務が大幅に減少したといったところから最
高裁判所の減員を立てたわけでございます。この
減員を埋めなくとも、先ほど申し上げましたよう
な文書の整理等ワープロによって印刷できるとい
う部分がふえておりますので、支障なく進めるこ
とができるというふうに考えております。
○千葉景子君 そうなりますと、現在員が四名で
はないかというような気もするんですが、三名の

減で七名は定員として置いておこうと、うとうな

ます。

減で七名は定員として置いておこうといふような数字になつておりますけれども、これはやはり必要性に応じて特に七名ということを考えられていらっしゃるんですか。

○最高裁判所長官代理者（金谷利廣君）四人に減らしてもということは確かにごもっともな面がございますが、いろんな事情もあり得ることを考えまして今年度三人程度ということにさせていただ

○千葉景子君 あと、官職に「その他」とございま
すけれども、これについて「その他」の内容で
す。
いたわけでございます。

それから、これも二百十名の欠員ということになつておりますので、二百十名といいますとそろ

少ない数ではございません。一体、それだけの欠員というのはどういうことで生じているのか、また、それに対する措置をどうなさるのか、それに

ついて御説明をいただきたいと思ひます。
○最高裁判所長官代理者（櫻井文夫君）「その他」と申しますのは、この上の方に挙げてないさまざまな官職が全部入っているわけでござりますが、その中の大きいものは速記官とそれから廷吏でござります。それ以外はもう非常に微々たる数でございます。速記官と廷吏が「その他」の七、八割ぐらいを占めているわけでござります。

どういうわけで「その他」の欠員が生じてゐるかということでございますが、速記官の欠員が六名、廷吏の欠員が八十八名でございますが、速記官につきましては、裁判所の速記官の養成は

御承知のよう機械による速記を習得させるために二年間の養成期間をかけております。しかもその二年間、非常に厳しいトレーニングをいたしましたために途中で適性が認められないということから脱落していく者も相当数ござります。そういうことで私ども毎年この速記官の養成に非常なエネルギーを注いでいるわけですが、なかなかこれを一挙に養成をして一挙に欠員を解消していくというのが難しい状況にございます。そのため少しずつの欠員が残っているということでござ

卷之三

いたぐる資料を縦横組み合わせて考えてみまして
も、なかなかすぐ単純に何人がいいというふうに
決められるような趣旨のものでもなかろうという
ふうにも思うんですが、やはりできるだけ迅速な

適正な裁判が行われるという意味では決して多過ぎる数でもなかろうと、いうふうに思いますし、毎年の動きによってその定員というのを調整していくだけかなればいいな」というところが多くある

うかというふうに思います。そんな意味では、ぜひもう少しわかりやすい何か定員の仕組みみたいなものを教えていただければ私どもにもわかりやすくなると思います。

すいのではないかと思いますので、よろしくお願ひをしたいと思います。

だけお尋ねさせていただきたいのは、この四月に消費税が導入をされる、一応そういう予定になつてゐるようでござります。

ところで、余り裁判所等にはこの問題はかかわりがないかというふうにも思うんですね。部内で何か購入をなさる等についてはこれは消費税の問

題が出てこようかと思うんですが、対外的な関係において、例えば裁判所の暗抄本の交付請求であるとか、あるいは記録の閲覧をさせていただくと

か、あるいは国選弁護人の報酬であるとか、さまざま訴訟費用にかかる点があるうかと思うんですが、こういう部分については消費税というのは

何か関係があるんでしょうか。消費税がかかる
くるとか、いや、これは消費税から除外をされて
いるとか、そのあたりを少し例を挙げて御説明を

○最高裁判所長官代理人(吉丸眞君) 今お話をございました、まず訴訟記録の閲覧、謄写等の手数

料、それから裁判書牘本等の交付の手数料につきましては、いずれもこれは課税対象とはなりません。この点につきましては消費税法六条、それか

ら別表に消費税を課さないものと定められており
ます。それから訴訟の申し立て等の手数料も同様
でございます。また鑑定料につきましては、その
鑑定が事業者が事業として行う交渉に当たると認

高裁判所もこれについて意見を述べると申しますが、監督権行使しながら行つたものであるというところでございます。

私どもとしては、したがいましてこの事件の裁判の結論は結果的にはこれでもって妥当なものであつたというふうに思つておるわけでございました。

○猪熊重二君 実際にそういう不正な入札行為を直接行つた酒井執行官に対しては、いつ、どのような処分がなされたか、おっしゃってください。

○最高裁判所長官代理者(櫻井文夫君) 酒井執行官に対しましては、本年一月二十一日、鳥取地方裁判所において懲戒免職の処分が行われました。

○猪熊重二君 私が申し上げたいのは、直接にやつた酒井執行官は懲戒免職になつた。懲戒免職になると、幾つのお年の方か知らぬれども、まあ五十、六十の方でしようが、懲戒免職になつて退職金ももらえないで首になつたというレッテルを張られたわけです。ところが、この酒井執行官に対するうしてそれと言つて、酒井執行官がやあざるを得ないような状況に置いてやらせた裁判官の方は戒告というふうな処分だけ終わっているということ、このことはまことに心外なんです。

例えば、それこそきのうの検察庁の処分じゃありませんけれども、眞藤前NTT会長は起訴するけれども、その秘書である村田幸蔵さんはとりあえず処分保留で釈放しよう。新聞報道等によれば起訴猶予になるんじやなかろうかと、こう言つておられるわけです。私は検察庁のこういう考え方があつぱり正しいと思うんです。

それなのに、前の上司と部下であるという関係あるいは先輩であり後輩であるという関係であるにもかかわらず、社会的地位が裁判官よりも、まあ一口に言つていいか悪いか知りませんけれども、低い。その執行官に対する処分が懲戒免職で、裁判官の方は戒告などという処分。この戒告なんという処分は何でもない。極端に言えば何でもない処分、金銭的にも何にも關係ない処分。こ

いう処分の妥当性ということをどう考えておられるんだろうかということを申し上げたいんです。

特に、永田裁判官のこのような行為は刑法九十六条ノ三、競争入札妨害罪、偽計を用い、公の入札の公正を害すべき行為をした者は懲役二年以下

の刑に処すというふうなことにも該当する可能性が非常に多いと思うんです。最高裁としてはこういう観点からも、この懲戒処分をなすについでいろいろ配慮の中に入れておかれたんだしようか。

○最高裁判所長官代理者(櫻井文夫君) 大変ごもつともな御質問であると思いますし、この事件の一一番難しかった点でございます。

酒井執行官は懲戒免職になりました。永田簡易裁判所判事は、先ほど申しました戒告の裁判を行ひ、その後、引責辞職と申しますか、退官の手続をとつたわけでございます。

退職金の点につきましては、実は執行官は退職金がございませんので、そういう問題はないわけではございますが、しかし、この懲戒免職とそれから戒告、依頼退官の差というものを一体どう考えるのかという大変ごもつともであり、かつ難しいところであろうことは私どもも承知いたしております。

酒井執行官につきましては、競売の目的となつた不動産について入札者がいるかないか、それから入札者のいる場合にはその入札価格が競らであるかというふうを教えてやりまして、これは執行官として最もなしてはならないことを犯したわけでございまして、懲戒免職の処分は免れないと思つたわけでございます。その行為が永田裁判官からの電話がきつかけになつて始まつているわけでございます。もし永田裁判官の執行官に対する依頼というものがそいつた非違行為を考えたのと申しますか、非違行為を意図しての依頼立派な勝つた負けた、いかなる判決を出そうと、その判決に基づく強制執行段階がいいかげんでいとしたら、法の権威も国民の信頼も失つてしまふに考えられるわけでございます。

入札制度といふものはどういうところに根拠があるのか。みんなが知らないで入札して、一番高く入れた人に落とす。そのために一週間の日にちをかけて、みんなが買入いくわけです。その締め切り時間の十分前に、今までの一番高いのは百円ですよ、だからあと一万円乗つけて百一万円であります。だが、そこで出てます。永田裁判官及び酒井執行官から本当に詳細に事情を聞いたわけでございます。ただ、そこで出てまいりましたのは、永田裁判官が何らかの違法行為を依頼したということを認めるに足りるだけのものは出てこなかつたわけでございます。その点は

永田裁判官の供述のみならず、酒井執行官の供述からもその点は出てこなかつたわけでございます。そういう点から、永田裁判官の電話が今回非違行為を意図してと申しますか。それを依頼しての電話をかけたというところまでの事実を認めることは足りなかつたがためにこのよだな措置になりました。その点でございます。

○猪熊重二君 細かい事実関係伺つておるには足りなかつたがためにこのよだな措置になりました。その点でございます。

○猪熊重二君 細かい事実関係伺つておるには足りなかつたがためにこのよだな措置になりました。その点でござります。

かという問題はそれは別にしましょ。そうしたら、このよだな裁判官の行為は裁判官の彈劾法による罷免事由に該当するというふうな観点はお持ちになりましめたか、なりませんか。

○最高裁判所長官代理者(櫻井文夫君) そこで、この永田裁判官の行為を私ども評価いたしました。裁判官による彈劾法に言うところの罷免事由にまでして、裁判官彈劾法に言うところの罷免事由にまでして普普通にやつてある。これが話が逆ならわかるんです。下の方がそういうのならいいけれども、かかわらず何らの処置をせず、戒告なんというわけのわからない、ちょっと怒られて、それで退職されは。広い意味の執行法も含めた裁判じゃないじゃないですか。こんなのはペテンです。それにもかかわらず何らの処置をせず、戒告なんというわけのわからない、ちょっと怒られて、それで退職して普通にやつてある。これが話が逆ならわかるんです。下の方がそういうのならいいけれども、裁判官という地位にある人間をそういうふうにいたら、国民はこの新聞記事を見て、何で上だけがこんな得をするのだ、下つ端が上からの言うことを聞いてこうやつたのが懲戒免職になつて、上の方はそれでみんな退職して退職金もらって何でもないのかということになるでしょう。要するに今的人事局長のお答えは、裁判制度というものについて、強制執行でそれだけのことをやることが大したことじゃないというお考えだとしたら、私は間違つてゐると思う。

次の問題に移ります。外登法の問題についてお伺いしたい。

まず、外国人登録法違反被告事件について、現在大赦令によって免訴の裁判がなされている。この免訴の裁判がなされたことに対し、指紋捺印を拒否した結果、外国人登録法違反に問われている被告人は、私たちは大赦令によつて免訴の裁判を受ける筋合はないということで、今各地に争いが起きています。

政府は八九年二月十三日、政令第二十七号、大赦令を制定して、この大赦令第一条第五号の中に外国人登録法違反被告事件についての大赦の規定がありますが、この規定を入れた趣旨、それを法務大臣にお伺いしたい。

○國務大臣(高辻正巳君) 大赦令の対象となつた外国人登録違反の内容についてまず申し上げます。

外国人登録證明書の不携帯、それから不返納並びに旅券番号等についての変更後不申請及び虚偽申請の罪、さらには昭和六十二年の同法の一部改正によりまして、改正後は罪とならないこととされた以前に外国人登録法の規定によって指紋押捺を押したことのある者にかかる指紋押捺及びその指紋押捺を妨げる罪、これが内容でございます。

趣旨はどうかと、これらを大赦の対象とした理由を申し上げますと、軽微な違反が多いということと、昭和六十二年九月、指紋押捺制度を中心としたこの法律の改正がなされたことなどを考慮したためございます。

○猪熊重二君 大赦令の全体的な内容はともかく、私がお伺いしたいのは、指紋押捺拒否、外国人登録証不携帯罪に関する問題に絞ってお伺いしたい。

今法務大臣がおっしゃったように、外国人登録法の一部改正案は百九国会で審議されたわけですが、その改正によって、從前五年、さらに期間が短縮になって三年の更新のときにも二度でも五度でも八度でも全部指紋押捺しろという従前の法律が改正になつて、一回だけ指紋押捺すれば二度目の指紋押捺は要らぬという改正になつたわけです。この改正によれば、従前二度目、三度目を押さないで指紋押捺しなかつたために犯罪とされた行為は、この改正法によつて本来ならば仮に裁判をしても免訴となるべきものだつたんです。ところが、政府が従前の違反者についてもなお今後も処罰するということに固執して、この改正法の附則第五項をつくつたわけです。要するに今まで二回、三回指紋押捺しないでいたやつは、假

に今度は一度だけでいいということになつたとし

ても、従前のそれも処罰する、なお從来の例によると、いう附則五項をわざわざ設けたんです。この

前の外登法の審議のときは、ここにおられる構

本先生もそうでしたし、あるいは社会党の矢田部先生あるいは私も、この附則は不当じゃないか。要

するに、一回でいいということになつたのだった

ら今までの二回、三回押さなかつたことを理由に

する外登法指紋押捺違反はもう免訴にするべきだ、捜査するべきじゃない、起訴するべきじゃない、こういうことを申し上げたんです。それにもかかわらず、どうしても処罰せにやならないのだと

かかわらず、そのことで附則五項を設けた。

そのときに、附則五項を設けたことについて法務省としてどのよう御意見をおっしゃられたか、法務大臣にお伺いしたい。

○國務大臣(高辻正巳君) 以前の委員会における御審議の模様は私はよく承知いたしておりますが、しかし、昭和六十二年の外登法の一部改正に

が、しかも、昭和天皇の崩御というその後の事態にかかる経過をたどつたわけでございますが、他

方、大赦をどうしてしたか。これは、言うまでもなく昭和天皇の崩御というその後の事態にかん

がみ行われたもので、その目的、性質を全く異に

しておりますものであつて、指紋押捺拒否に係る罪が大赦の対象となつたからといって、附則五項の制定の理由が全くくなつた、あるいはこれを

削除すべきであったということにはならないので

はなかろうかというふうに考えております。

○猪熊重二君 私が言いたいのは、あのときにつけて既に刑罰を受けた者と、それから改正前の法規に触れる行為をしたがまだ刑罰を受けていない者との間の公平を維持すること。それからもう一つは、外国人登録制度及びそこにおける指紋押捺制度の重要性にかんがみまして、従前の違反を不間に付することは法輕視の風潮を助長することになりかねないというような観点から、経過措置によりその刑事責任を問うこととしたものと承知をいたしております。

○猪熊重二君 今法務大臣おっしゃったように、当時の遠藤法務大臣はそのときにこういうふうにおつしやつたんです。要するに、違反者を不間に付するということは法の軽視の風潮を助長する、だから許せないんだと。それから既に処罰を受けた違反者との均衡を欠く、だから附則五項が必要です。従前のものも処罰するんだ、こうおつしやつてい

伺いたいのは、今回、こういう理由があつて附則をわざわざ設けたにもかかわらず、これを大赦

によって処罰しないこととするということになる

と、このときの必要だつたという理由は消えたわ

けですか。どういことなんでしょう。

○國務大臣(高辻正巳君) 附則五項を設けること

について、改正前の法律の規定に違反した行為に

おいても、なおその刑事责任を問うこととしたと

いうのは、立案当局としてさきに申し上げた理

由で、捜査するべきじゃない、起訴するべきじゃない、こういうことを申し上げたんです。それにもかかわらず、どうしても処罰せにやならないのだと

かかわらず、そのことで附則五項を設けた。

そのときに、附則五項を設けたことについて法務省としてどのよう御意見をおっしゃられたか、法務大臣にお伺いしたい。

○國務大臣(高辻正巳君) 以前の委員会における御審議の模様は私はよく承知いたしておりませんが、昭和六十二年の外登法の一部改正に

が、しかし、昭和天皇の崩御というその後の事態にかんがみ行われたもので、その目的、性質を全く異に

しておりますものであつて、指紋押捺拒否に係る罪が大赦の対象となつたからといって、附則五項の制定の理由が全くくなつた、あるいはこれを

削除すべきであったということにはならないので

はなかろうかというふうに考えております。

○猪熊重二君 私が言いたいのは、あのときにつけて既に刑罰を受けた者と、それから改正前の法規に触れる行為をしたがまだ刑罰を受けていない者との間の公平を維持すること。それからもう一つは、外国人登録制度及びそこにおける指

紋押捺制度の重要性にかんがみまして、従前の違

反を不間に付することは法輕視の風潮を助長することになりかねないというような観点から、経過措置によりその刑事责任を問うこととしたものと承知をいたしております。

○猪熊重二君 今法務大臣おっしゃったように、

干不正確なところがございますけれども、昨日、

三月二十七日までに大赦を理由に免訴判決が下さ

れた外国人登録法違反被告事件は十一件ございま

す。そのうち六件については被告人から上訴がな

されております。その余の五件のうち二件は既に

免訴判決が確定しております。これはいずれも外

国人登録証明書不携帯事件でございますが、残り

の三件につきましてはまだ上訴申し立て期間中で

ございまして、その結果は出ておりません。

○猪熊重二君 控訴しても、控訴理由書もまだ届いていないでしょから、どういうことを被告人

が不満として控訴しているかということははつきりわからぬかもしませんが、新聞報道等によれば、被告人は、指紋押捺は本来基本的人権の侵害

が不正確なところがございますけれども、昨日、

三月二十七日までに大赦を理由に免訴判決が下さ

れた外国人登録法違反被告事件は十一件ございま

す。そのうち六件については被告人から上訴がな

されております。その余の五件のうち二件は既に

免訴判決が確定しております。これはいずれも外

国人登録証明書不携帯事件でございますが、残り

の三件につきましてはまだ上訴申し立て期間中で

ございまして、その結果は出ておりません。

伺いたいのは、今回、こういう理由があつて附則をわざわざ設けたにもかかわらず、これを大赦によって処罰しないこととするということになる

と、このときの必要だつたという理由は消えたわけですか。どういことなんでしょう。

○國務大臣(高辻正巳君) 附則五項を設けること

について、改正前の法律の規定に違反した行為に

おいても、なおその刑事责任を問うこととしたと

いうのは、立案当局としてさきに申し上げた理

由で、捜査するべきじゃない、起訴するべきじゃない、こういうことを申し上げたんです。それにもかかわらず、どうしても処罰せにやならないのだと

かかわらず、そのことで附則五項を設けた。

そのときに、附則五項を設けたことについて法務省としてどのよう御意見をおっしゃられたか、法務大臣にお伺いしたい。

○國務大臣(高辻正巳君) 以前の委員会における御審議の模様は私はよく承知いたしておりますが、昭和六十二年の外登法の一部改正に

が、しかし、昭和天皇の崩御というその後の事態にかんがみ行われたもので、その目的、性質を全く異に

しておりますものであつて、指紋押捺拒否に係る罪が大赦の対象となつたからといって、附則五項の制定の理由が全くくなつた、あるいはこれを

削除すべきであったということにはならないので

はなかろうかというふうに考えております。

○猪熊重二君 私が言いたいのは、あのときにつけて既に刑罰を受けた者と、それから改正前の法規に触れる行為をしたがまだ刑罰を受けていない者との間の公平を維持すること。それからもう一つは、外国人登録制度及びそこにおける指

紋押捺制度の重要性にかんがみまして、従前の違

反を不間に付することは法輕視の風潮を助長することになりかねないというような観点から、経過措置によりその刑事责任を問うこととしたものと承知をいたしております。

○猪熊重二君 今法務大臣おっしゃったように、

干不正確なところがございますけれども、昨日、

三月二十七日までに大赦を理由に免訴判決が下さ

れた外国人登録法違反被告事件は十一件ございま

す。そのうち六件については被告人から上訴がな

されております。その余の五件のうち二件は既に

免訴判決が確定しております。これはいずれも外

国人登録証明書不携帯事件でございますが、残り

の三件につきましてはまだ上訴申し立て期間中で

ございまして、その結果は出ておりません。

○猪熊重二君 控訴しても、控訴理由書もまだ届いていないでしょから、どういうことを被告人

が不満として控訴しているかということははつきりわからぬかもしませんが、新聞報道等によれば、被告人は、指紋押捺は本来基本的人権の侵害

が不正確なところがございますけれども、昨日、

三月二十七日までに大赦を理由に免訴判決が下さ

れた外国人登録法違反被告事件は十一件ございま

す。そのうち六件については被告人から上訴がな

されております。その余の五件のうち二件は既に

免訴判決が確定しております。これはいずれも外

国人登録証明書不携帯事件でございますが、残り

の三件につきましてはまだ上訴申し立て期間中で

ございまして、その結果は出ておりません。

伺いたいのは、今回、こういう理由があつて附則をわざわざ設けたにもかかわらず、これを大赦によって処罰しないこととするということになる

と、このときの必要だつたという理由は消えたわけですか。どういことなんでしょう。

○國務大臣(高辻正巳君) 附則五項を設けること

について、改正前の法律の規定に違反した行為に

おいても、なおその刑事责任を問うこととしたと

いうのは、立案当局としてさきに申し上げた理

由で、捜査するべきじゃない、起訴するべきじゃない、こういうことを申し上げたんです。それにもかかわらず、どうしても処罰せにやならないのだと

かかわらず、そのことで附則五項を設けた。

そのときに、附則五項を設けたことについて法務省としてどのよう御意見をおっしゃられたか、法務大臣にお伺いしたい。

○國務大臣(高辻正巳君) 以前の委員会における御審議の模様は私はよく承知いたしておりますが、昭和六十二年の外登法の一部改正に

が、しかし、昭和天皇の崩御というその後の事態にかんがみ行われたもので、その目的、性質を全く異に

しておりますものであつて、指紋押捺拒否に係る罪が大赦の対象となつたからといって、附則五項の制定の理由が全くくなつた、あるいはこれを

削除すべきであったことにはならないので

はなかろうかというふうに考えております。

○猪熊重二君 私が言いたいのは、あのときにつけて既に刑罰を受けた者と、それから改正前の法規に触れる行為をしたがまだ刑罰を受けていない者との間の公平を維持すること。それからもう一つは、外国人登録制度及びそこにおける指

紋押捺制度の重要性にかんがみまして、従前の違

反を不間に付することは法輕視の風潮を助長することになりかねないというような観点から、経過措置によりその刑事责任を問うこととしたものと承知をいたしております。

○猪熊重二君 今法務大臣おっしゃったように、

干不正確なところがございますけれども、昨日、

三月二十七日までに大赦を理由に免訴判決が下さ

れた外国人登録法違反被告事件は十一件ございま

す。そのうち六件については被告人から上訴がな

されております。その余の五件のうち二件は既に

免訴判決が確定しております。これはいずれも外

国人登録証明書不携帯事件でございますが、残り

の三件につきましてはまだ上訴申し立て期間中で

ございまして、その結果は出ておりません。

○猪熊重二君 控訴しても、控訴理由書もまだ届いていないでしょから、どういうことを被告人

が不満として控訴しているかということははつきりわからぬかもしませんが、新聞報道等によれば、被告人は、指紋押捺は本来基本的人権の侵害

が不正確なところがございますけれども、昨日、

三月二十七日までに大赦を理由に免訴判決が下さ

れた外国人登録法違反被告事件は十一件ございま

す。そのうち六件については被告人から上訴がな

されております。その余の五件のうち二件は既に

免訴判決が確定しております。これはいずれも外

国人登録証明書不携帯事件でございますが、残り

の三件につきましてはまだ上訴申し立て期間中で

ございまして、その結果は出ておりません。

伺いたいのは、今回、こういう理由があつて附則をわざわざ設けたにもかかわらず、これを大赦によって処罰しないこととするということになる

と、このときの必要だつたという理由は消えたわけですか。どういことなんでしょう。

○國務大臣(高辻正巳君) 附則五項を設けること

について、改正前の法律の規定に違反した行為に

おいても、なおその刑事责任を問うこととしたと

いうのは、立案当局としてさきに申し上げた理

由で、捜査するべきじゃない、起訴するべきじゃない、こういうことを申し上げたんです。それにもかかわらず、どうしても処罰せにやならないのだと

かかわらず、そのことで附則五項を設けた。

そのときに、附則五項を設けたことについて法務省としてどのよう御意見をおっしゃられたか、法務大臣にお伺いしたい。

○國務大臣(高辻正巳君) 以前の委員会における御審議の模様は私はよく承知いたしておりますが、昭和六十二年の外登法の一部改正に

が、しかし、昭和天皇の崩御というその後の事態にかんがみ行われたもので、その目的、性質を全く異に

しておりますものであつて、指紋押捺拒否に係る罪が大赦の対象となつたからといって、附則五項の制定の理由が全くくなつた、あるいはこれを

削除すべきであったことにはならないので

はなかろうかというふうに考えております。

○猪熊重二君 私が言いたいのは、あのときにつけて既に刑罰を受けた者と、それから改正前の法規に触れる行為をしたがまだ刑罰を受けていない者との間の公平を維持すること。それからもう一つは、外国人登録制度及びそこにおける指

紋押捺制度の重要性にかんがみまして、従前の違

反を不間に付することは法輕視の風潮を助長することになりかねないというような観点から、経過措置によりその刑事责任を問うこととしたものと承知をいたしております。

○猪熊重二君 今法務大臣おっしゃったように、

干不正確なところがございますけれども、昨日、

三月二十七日までに大赦を理由に免訴判決が下さ

れた外国人登録法違反被告事件は十一件ございま

す。そのうち六件については被告人から上訴がな

されております。その余の五件のうち二件は既に

免訴判決が確定しております。これはいずれも外

国人登録証明書不携帯事件でございますが、残り

の三件につきましてはまだ上訴申し立て期間中で

ございまして、その結果は出ておりません。

○猪熊重二君 控訴しても、控訴理由書もまだ届いていないでしょから、どういうことを被告人

が不満として控訴しているかということははつきりわからぬかもしませんが、新聞報道等によれば、被告人は、指紋押捺は本来基本的人権の侵害

が不正確なところがございますけれども、昨日、

三月二十七日までに大赦を理由に免訴判決が下さ

れた外国人登録法違反被告事件は十一件ございま

す。そのうち六件については被告人から上訴がな

されております。その余の五件のうち二件は既に

免訴判決が確定しております。これはいずれも外

国人登録証明書不携帯事件でございますが、残り

の三件につきましてはまだ上訴申し立て期間中で

ございまして、その結果は出ておりません。

伺いたいのは、今回、こういう理由があつて附則をわざわざ設けたにもかかわらず、これを大赦によって処罰しないこととするということになる

と、このときの必要だつたという理由は消えたわけですか。どういことなんでしょう。

○國務大臣(高辻正巳君) 附則五項を設けること

について、改正前の法律の規定に違反した行為に

おいても、なおその刑事责任を問うこととしたと

いうのは、立案当局としてさきに申し上げた理

由で、捜査するべきじゃない、起訴するべきじゃない、こういうことを申し上げたんです。それにもかかわらず、どうしても処罰せにやならないのだと

かかわらず、そのことで附則五項を設けた。

そのときに、附則五項を設けたことについて法務省としてどのよう御意見をおっしゃられたか、法務大臣にお伺いしたい。

○國務大臣(高辻正巳君) 以前の委員会における御審議の模様は私はよく承知いたしておりますが、昭和六十二年の外登法の一部改正に

が、しかし、昭和天皇の崩御というその後の事態にかんがみ行われたもので、その目的、性質を全く異に

しておりますものであつて、指紋押捺拒否に係る罪が大赦の対象となつたからといって、附則五項の制定の理由が全くくなつた、あるいはこれを

削除すべきであったことにはならないので

はなかろうかというふうに考えております。

○猪熊重二君 私が言いたいのは、あのときにつけて既に刑罰を受けた

す。そういう難点が否定できないものと思われますが、いずれにせよ、現在係属中の事件につきましては、検察官としても御指摘の点も含めて十分検討の上、適切に対処するものと思われる次第でござります。

○猪熊重一

しませんとか直接お答えになれないことはわかるんですが、要するに、どうせ勘弁してやるんだ。国家刑罰権を行使しないんだと言っているのなら、被告人が納得できるようなことを考へるべきだ。そうでなかつたら、免訴をしたにもかかわらず、控訴、さらに上告審ということとまだまだ問題が続くんです。それに対し検察庁で検察官が公訴取り消しをすればこれで全部終わりなんですね。それを考えてもらいたい。

後も起り得る可能性が多い

改正法の附則第五項を廢止することは考えてみられませんか。いかがでしょう、法務大臣。

○國務大臣(高辻正一君) 附則五項を設けた趣旨は先ほど申し上げましたが、大歎は、これも先ほど申し上げましたように昭和天皇の崩御というその後の事態にかんがみて行われましたもので、先ほど申しましたことですが、目的、性質を異にするものであって、大歎の対象になつたからということだけで附則五項の制定の理由がなくなつたとか、これをあるいは削除すべきであるとかいうことには、立案の建前から申しますとやはり問題があるような気がいたします。

○猪俣重二君 いすれにせよ、新聞報道によるところ、現在三十三件の外登法違反の事件が係属しているというふうなこともござりますので、検察庁として何かもう少し、被告人の心情というものを理解した措置についていろいろ御検討いただきたいたいと思います。以上で終わります。

あと、法案そのものについて一、二点お伺いさせていただきます。

名、それぞれ定員を増加してきております。しかる後、昨年度、本年度とも全然判事の定員を増加しておりませんが、この判事の定員を増加しない理由はどこにあるんでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(金谷利廣君) 判事の増員につきましては、先生御指摘の三年分の増員を含めまして、昭和五十四年度から六十二年度までの九年間に九十二名という相当数の増員をしていました。その増員の結果とその他の施策と相まちまして、裁判官の負担はある程度改善されたということができました。

一方では、ふえておりました事件の増加の勢いがストップしたといったところから、昨年、本年と、判事の増員を見送らせていただいたわけでございます。

○猪熊重二君 定数を増員したとしても、去年の十二月一日現在で欠員が三十三名おられるというふうなことなんですが、仮に定員をふやしてもどうせ目いっぱいにはならぬということをお考えで定員増ということをお考えにならないのか、それとも仕事が十分にできる体制だということで定員増といふことをお考えにならないのか、どちらなんですか。

○最高裁判所長官代理者(金谷利廣君) 負担がもう十分に改善されたというほどのことは申しております。ないわけでございますが、ある程度改善されたということと、委員御指摘のとおり、九年間にわたります判事の増員というのは、その前に行いました判事補七十六名の増員、それを踏まえまして、その後九年間にわたりまして増員させていただいたわけでございます。そして、その現在の判事補数を前提とした判事の充員ということは大体限界に達してきたんじゃないかな、ある限界に近づいてきたんだではないか、そういうたぐいの状況も踏まえさせていただいたわけでございます。

○猪熊重二君 ただ、いろんな法律関係の人には話を聞けば、最高裁はともかくとして、簡裁も一応別にして、地裁、高裁の裁判官、その中でも大都市における民事担当の裁判官が大変過重な業務を

強いられている、非常な負担を課せられていて、
と、こういうふうに言う意見も大分あるんです
が、最高裁としてはそういうふうなことは全然な
いと、こうお考えなんでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(金谷利廣君) 東京、本
阪あるいは名古屋といいました大都市の裁判所
で、普通の民事事件、通常の民事事件だけをやっ
ている部について見ますと、大体裁判官の年間の
処理は二百数十から三百件、これの新受事件が来
て、未済がふえていかないように処理していると
いう状況でございます。この数字、月に直します
と二十件強から二十五件程度新受を受けて処理し
ているという数字になるわけでござりますが、決
して楽な数字ではございませんし、また裁判官に
はもう少しゆとりがあった方がよいのではないか
か、そういう観点からは問題があるという指摘
もわからないではございませんが、私ども実務の
裁判官としての経験的な感覚から申しますと、こ
の程度の事件であれば、事件をそう無理なく処理
していくのではないかと、こう感じております。

もちろん、単に数だけではございませんで、内
容的に難しい事件が来たときは非常に忙しい思い
をいたしますし、続けて判決を書かなきゃならない
いというときは、時には非常に忙しい思いもいた
しますが、数をならしてみますと、この数ですと
楽ではないけれども、そう無理しないでもやつて
いけるということを考えております。

○猪熊重二君 結局、裁判官の数は幾らがいいか
どうかというのは、国民の立場から見れば、まとも
な判決を早く出してもらえるかも見えないとか
いうことなんです。最高裁の判決をただ引き写し
にしたような判決を書く裁判官じゃ困るんです。
自分で考えて、調べて、当事者の言い分も全部聞
いて、証拠もきちんと調べてもらって慎重な審理
をした上で、そして早期に判決していただく。そ
のためにはどのくらいの裁判官が適当なのかとい
うことが考えられなければならない。

意見で申しわけありませんけれども、訴訟は決

してそんなにスマーズに進んでいるわけじゃない
と思います。それから難しい裁判がいっぱいあ
る。憲法にかかる裁判、あるいは自然科学にか
かる裁判、非常に裁判官も大変。もう少し人数
をふやして、国民の本当に裁判を求める権利を保
障できるような裁判制度、そしてその裁判官の質
と量というものをお考えいただきたいと思いま
す。

以上です。どうもありがとうございました。

○橋本敬君 本案に関して一言言つておきたいと
思いますが、今も猪熊委員から指摘がありまし
たが、最高裁が裁判所の裁判官あるいは職員の定
数をどれくらいとして見ているかという基本の姿
勢にかかるんですが、私は国民の裁判を受ける
権利というその側から見て、そしてまた迅速であ
り、同時に適正な裁判ということを実際に受ける
権利の中身として実現をしていくためには、今の
裁判官の数は到底足りない、もっと増員すべきで
あるということをかねがね考えておるわけです。
そして 今回の改正を見ましても、簡裁判事を
五名ふやすだけで、今指摘があつたように判事を
裁判所でふやすということにならない。それから
さらに、かねがね弁護士会あるいは全司法を含め
関係者から、速記官や家庭裁判所の調査官、そし
てまた書記官の増員が厳しく言われているけれど
も、その増員はたった二十五名であるということ
にとどまっている。私は、裁判所というところは
行政機関の一般の定員枠にかかわらずに、司法権
の独立ということを実際に貫いていく上からも人
員の体制というのは非常に大事でありますから、
本法案は本法案として、今後必要な所要の定員の
増についてもっと積極的に最高裁として取り組
んでもらいたい、このことを一言言つておきたい
と思いますが、いかがですか。

○最高裁判所長官代理者(金谷利廣君) 私どもも
迅速・充実した裁判を実現するという觀点から、
その定員面でお願いして努力しているわけでござ
いますが、ただいまの先生の御指摘を踏まえまし
て今後も十分考え方させていただきたいと存じま
す。

す。

○橋本教君 それから、鳥取地裁の永田裁判官問題、私も質問する予定でおりましたが、猪熊委員から指摘がありましたので省略しますが、ただ一言、納得できないのは、この元永田裁判官が電話をかけた執行官というのは元部下ですね。だから、その部下である執行官は、上司であった裁判官から競売について、本人の希望がかなうよう便宜を図つてやつてほしい、こういう依頼を受けますと、これはそういうことは裁判官として不見識じやありませんかとはなかなか言えないですよ。そういう認識でありますと、だら、電話をかける方も自分の部下だと知っているからかしているわけですね。

見を伺うことなしに許諾請求は許諾請求として手続を進められる、こういう意味ですか。

○政府委員(根來泰周君)　これは全く仮定の話で、またいろいろ誤解を生むと非常に私も立場がある以上つらいのですけれども、これは手続だけの話として承知していただきたいんですが、例えば国会開会中に国会議員の逮捕状を請求

するということになりますと、当然これは裁判所から内閣に對して要求書が出来るわけです。内閣からその議員の所属する議院に對して許可を求める、こういうことでござります。だから、内閣が関与する段でやはり法務大臣が関与されるわけでですから、当然法務大臣のお耳に入れる、こういうことに相なるうかと思ひます。全くこれは仮定の話でございますから御了承願います。

府は独自の判断で逮捕状を裁判所に請求して、裁判所から院の方に許諾請求が来る。それから内閣及び院の手続が始まるんですが、それまではいわゆる講訓ということでやらないということですね。だから、そういう意味では検察庁はやっぱり検察権の独立ということで事情聴取もやれるし、どんどん政治家に対する捜査もやれるわけだ。

新聞報道でもう二重大な事実は、藤波元官房長官が杉並の邸宅を一億三千二百万円で売り主の駿河台学園から買ったその中に、一万二千株の徳田秘書名義の売却利益二千六百万円がそつくりそこに使われていたという事実が報道された。これは秘書名義だ、秘書がやったことだと、こう言っていたことを突き破って、まさにこれも、真藤氏と同じですけれども、江副氏から、リクルートから政治家本人に直接行ったということをうかがわせる重大な事実ですね。これはやっぱり検察庁はこの重大な事実については、この種の報道については事実調査をする必要があることは明白じゃありませんか。

○政府委員(根來泰周君) このような報道がされたことは私も承知しておりますけれども、またこ

れ報道機関を批判するとまずいと思ひますけれども、それが事実であるかどうかということがまず私どもの頭に入る話でございまして、だから事実かどうかといふ確定をしない前にそれを検察庁が関心を持つてゐるとか持っていないということになりますと、そういう疑いをかけられた方もまた気の毒な話でござります。国会でそういう点につ

いではなるべく御答弁を差し控えたい、こう考案しております。
ただ先ほど、補足しますけれども、逮捕状請求の場合に全く検察庁は独自でやるというふうなことではございませんで、法務大臣に報告して、法務大臣にはお耳に入れるということを先ほど申し上げたわけですので、その辺御了承いただきたいと思ひます。

文部省ルート事件も課題が残されていますが、このリクルート事件としては、多数の政治家に還流株、それからパートナー券主義で株資金の供与、それから政治献金そのもの、ロッキード事件と比べものにならない多くの金が動いているという状況はもう明らかで、それがゆえに国民に大変な政治不信が起きているという状況ですね。だから検察庁は鋭意、今捜査を遂げつつあるというのは、

トということで積み上げをやつていらっしゃいますけれども、いよいよこれから金の動きの全容について、政界との絡み、政界工作、それを含めて徹底的に疑惑の解明をやっていかなきゃならぬ。特に検察庁は、犯罪性を持つて立件しなきゃならないことはどんどんやらなきゃならぬという意味で、これからまさにそういった政界工作の実態にメスを入れていく重大な段階に差しかかっていますね。そういうときに、今の話のように、逮捕許諾請求にしろ政治家の事情聴取にしろ法務大臣への報告としてお耳に入れるということは、局長が言われたとおり重大な事件ですから、それはそんでしよう。そういった場合に、いわゆる指揮権の発動とまで私は言いませんけれども、法務大臣

がお耳に入れられたその問題について、逮捕許諾請求にしろ政治家の取り調べにしろ、法務大臣がこれをチエックなさるようなことは、これはもう一切あり得ないと、法務大臣としては毅然として捜査を厳正に遂げさせるようになれていくというようにお伺いしてよろしいですか。

思いますが、指揮権の発動については仰せにならない、触れることを避けてしないけれどもとおっしゃいましたが、指揮権の発動、指揮権というものを検察庁法の十四条で法務大臣は持っております。私はこれをほしままに放棄することはできないと思っております。思つておりますが、これは法律上決められたことでありますから、これをほしままに放棄するということはできないと思っておりますが、再々申し上げておりますとおり

に、私は検察権が厳正公平に行使されることを確信しております。これに対してもさかも制肘を加える意思は持つておらないということを、何遍も申し上げておりますが、ただいまお尋ねでございますので繰り返しそのことを申し上げておきます。

○政府委員(根來泰周君) 先ほど千葉委員からお尋ねがございましたとき御説明いたしましたように、本日付で十四人が交代になります。しかしながら、この異動は数カ月前からわかつていたこととござりますし、検察庁の方も、事件が大切でござることとは先ほどお話しになりましたが、これからいよいよ私が指摘する政治家を含む政界工作の全容について捜査をやつていかなくてはならぬという状況の中で、特に政界工作あるいは政治との絡みをこのリクルート事件で捜査を遂げるために、特にその点を配慮した捜査体制を組む必要もあるんじゃないかというよう思います。その点の捜査体制について今後の展開はどうですか。

さいますから、そういう点については万々遗漏なく捜査体制を組んでいるものと思っております。
○橋本敬君 それはわかりました。しかし、特に私が指摘した政界工作を全面的に追及するという視点を重点に置いて、政界工作班とかなんとか特別の体制で、体制強化というようなそういう方向はおやりになるんじゃないですか。

○政府委員(根来泰周君) その個々の具体的な内容になりますと、また捜査の内容に触れるわけでございます。いずれにせよ、そういうことは東京地検なり最高検を頂点とした検察庁が適切、適正にやっているところでございますので、私どもはそれを信頼して任せているわけでございます。

○橋本教君 時間が来ましたので終わります。

○西川潔君 私は、法案について質問をいたした
いと思います。

昨年の三月三十一日、参議院の法務委員会において山口総務局長が、簡裁統廃合の実施によつて廃止される府の簡裁判事約十名と合わせて五名増員により、「年間の簡裁の事件を適正迅速に処理するには十分とは申しませんが、今回お願いした増員で足りるのではないかとうふうに考えております。」と答弁をしておられました。そこで、今回、前回と同じ五名の簡裁判事を増員すること

〇最高裁判所長官代理人(金谷利廣君) 確かに昨年、私の前任者の山口総務局長がそういう趣旨のことを申し上げました。

委員も御承知と存しますが、私どもの方で増員をお願いいたします数を決める際には、一方では増員を必要とする事情、あるいはその程度がどのような程度であるかということをいろいろとともに、他方ではふやしていただいた件を現実に、例えば裁判官なら裁判官にふさわしい人を採用して埋められるか、これを充員と申しますが、そういった面の可能性などにもらみながら決めさせていただくわけでござります。昨年、山口局長が御指摘のような趣旨をお答えいたしましたのも、そ

うした双方をにらんだ上で、十分とは言えないけ

れども相当程度の充実、改善を図れるという趣旨を申したものでございます。「十分とは申しませんが」とこう申しまして、なお改善を図る余地がないわけではないが、一挙に大幅な増員をお願いするのもいかがなものかという意味を込めて、そう申し上げたわけでございます。

そして、今回のことしの増員に当たりましては、昨年、なお改善を図る余地もあるうかと、そう考えた点を中心いたしまして、また新しく出てきました事情を附加して考えました結果、これから申し上げますような二つの点から、やはり簡裁判事五名を増員させていただくのがよい、こう考えたわけでございます。

一つは、簡易裁判所の民事事件というのは、増加の勢いはストップしたわけではございませんが、なお事件数は高いところで維持されております。高原状況と俗に申しておりますが、そういう高い水準でございますし、また簡易裁判所を適正配置ということで廃止させていたいたいわけでございまして、それからもう一つは、簡易裁判所の適正配置をいたしました前には百四十一ほど簡易裁判所の裁判官のいない独立簡裁があつたわけでございます。それを簡易裁判所の統合と、昨年度増員していくだきましたその裁判官によりまして、非常駐厅に裁判官を常駐させるといったことをいたしました結果、現在では非常駐厅は四十四厅に減つております。この四十四厅というのはかなり事件数の少ないところではございますが、簡裁の適正配置のないように国会その他各方面からいたしました御意見、御要望の趣旨を踏まえれば、この四十四厅についても一定程度の事件のあるところは二つの裁判所のかけ持ちの仕方などを工夫いたしまして、少しでも裁判官を常駐させた方がいいのではないか。

こう考えまして、要するに都市部の忙しい簡易

わけでございます。

裁判所の手当て、裁判官のない非常駐厅を少しでも解消したい、この二つの点から簡易裁判所判事五名を増員させていただきたい、こうお願いした次第でございます。

○西川潔君 次に、最近のこの簡易裁判事の選考試験についてお伺いしたいんですが、受験者数平均百八十名ということですが、その受験者の中で裁判所の職員の方とそれ以外の方々の割合、それと

また、裁判所職員以外の方が受験を希望する場合ほどのような手続をすればよろしいのでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(櫻井文夫君) まず、簡易裁判所判事の受験者でございますが、ただいま委員会のよう、平均いたしますと百八十名程度の者が受験を毎年いたしております。その多くは裁判所の部内の職員でございます。

ただ、私たちいたしましてはなるべく多くの層の人から来ていただきたいという気持ちを持っています。そういうことで、これは以前から部外者の受験も大いに歓迎しているところでございまして、これも年度によつてさまざまございますが、平均いたしますと二十五名から三十名程度の者が部外の受験者でございます。それ以外が裁判所の職員ということになるわけでございます。

現実にそういう人たちがどういうふうに受験の手続をとるかということなどでございますが、簡易裁判所判事の選考試験の手順というのはこういうふうになつております。各地方裁判所に簡易裁判所判事の推薦委員会というののがございます。これは

その推薦委員会の置かれる地方裁判所の所長、そ

の土地の弁護士会長、それから学識経験者、こ

れからそれ以外の判事、それから家庭裁判所の所長、さらにその土地の検察庁の検事正、あるいは

その推進委員会の置かれる地方裁判所の所長、そ

は弁護士の代表、その他学識経験者で構成しているわけあります。簡易裁判所判事選考委員会の方は、これは最高裁判所判事のほか、検事の代表あるいは人物試験を行いまして、最終的な

合格者を決めるということになるわけでござります。これは全国に一つしかないわけでございまして、ここが簡易裁判所判事の試験を行うわけでもあります。簡易裁判所判事選考委員会の方は、これは最高裁判所判事のほか、検事の代表あるいは人物試験を行いまして、最終的な

合格者を決めるということになるわけでござります。これは弁護士の代表、その他学識経験者で構成しているわけあります。簡易裁判所判事選考委員会の方は、これは最高裁判所判事のほか、検事の代表あるいは人物試験を行いまして、最終的な

合格者を決めるということになるわけでござります。これは弁護士の代表、その他学識絏験者で構成しているわけあります。簡易裁判所判事選考委員会の方は、これは最高裁判所判事のほか、検事の代表あるいは人物試験を行いまして、最終的な

でございます。

判検交流の問題、西川委員たゞいまこれが問題となつてゐるということを申されました。実は最近始ましたことではございませんで、これはもう随分昔から行っていたものなのでございまして、ただ、法務省の方の需要が大きくなつたといふことでももちろんございますが、そのほかに一定期間勤務してから裁判所へ戻つてくる、その期間がかつて比べると短くなつたということもありまして、だんだん回転が早まつたということはございます。そのため一年間の交流の人数といふものがかつて比べてふえているということは事実でございます。

これがなぜ行われているかということでお尋ねですが、これは一つは法務省関係で裁判実務の経験があつて、そして法律に精通している者の需要といふものが相当あるということがございます。

もう一つは、その需要を満たすことによって裁判官にとっても裁判以外の職務を経験し、視野を広めることにも役立つ、そういう立場でござります。

ただ、これが公平の点から問題ではないかといふふうに思つていてるわけでございます。

ただ、これが公平の点から問題ではないかといふふうに行なつておるわけですが、今後も引き続

き人事交流はなさつていかれるんでしょうか。

○西川潔君 次に、判検交流についてお伺いした

いえですが、昨年の裁判官から検事へ移られた方

が、その中で大体毎年少なくとも一人は部外者も入つてゐるというようになつております。

○西川潔君 次に、判検交流についてお伺いした

いえですが、昨年の裁判官から検事へ移られた方

は何んぐらおられますのでしょうか。

また、判検交流をめぐつては從来から公正な

裁判に対する弊害を与えるのではないだろうかな

どと議論もされておるわけですが、今後も引き続

き人事交流はなさつていかれるんでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(櫻井文夫君) 判検交流

と俗に言われておりますが、裁判官が検事に転官をする。検事といつてもさまざまございます。

わゆる国の代理人として訟務を担当する検事もござりますし、また法務省の民事局などで法律の立案等を担当する者もございます。そのほかさまざま

な法律関係の分野に裁判官が出向いたしておなります。これが全部、身分としては検事として行く

ことがあります。それが検事として行く

ことでござります。他方、そうやって行った人が何年か経過いたしますと、裁判所に戻つてしまつります。したがつて毎年一定数の者が検事として行く

ことでござります。また一定数の者が裁判所に戻つてくるということが起きるわけでござります。

ただ、これが公平の点から問題ではないかといふふうに思つていてるわけが法律家の本来の職務であるというふうに思つておりまして、そういう立場に置かれてもその立場に応じてその職務を全うしていくというのが法律家の本質です。

法律家といふものは、裁判官であつても、実質的にはその公平を害する、公正を害する

というような問題はないものというふうに確信しているわけでございます。

○西川潔君 わかりやすくありがとうございました。

次に、裁判官の途中退職者が最近ふえていると

ございます。

裁判官の途中退職者が最近ふえているといふこと

でございます。

裁判官の途中退職者が最近ふえているといふこと

○最高裁判所長官代理者(櫻井文夫君) 裁判官の
途中退官といいますのは、例えば昨年をとつてみ
ますと五十名程度の中途退官者がござります。そ
の前の年度でも四十名程度の退官者がございま
す。毎年その程度の退官者はあるものというふう
に見ております。

たないま従官の中では中途退官者がふえていく
という点がございましたが、これは私どもそのよ
うには理解いたしておりませんで、中途退官者は
以前からこの程度の数はございまして、最近特に
ふえているという状況にはないよう思つております。

どういう場合に中途退官が起きるかということですが、中途退官というのは、裁判官には定年がございますけれども、その定年を待たずやめていくというのが中途退官ということになるわけですが、退官者の多くは、退官をして公証人に任命される、あるいは退官をして簡易裁判所判事になるというのが中途退官者の中のかなりの数を占めているわけでございます。

公証人になるという場合は、これは通常相当の年齢で、定年にかなり近いような時期に公証人になるわけでございまして、そういう意味では定年退官者とそれほどの違いはないというふうに見ております。それから、簡易裁判所判事になる場合もはさらに定年に近いのが通常でございまして、定年まで数カ月あるいは一年程度を余してちょうどその任命の切りのいい時期にやめて転官していくというのが簡易裁判所判事への転身でございまして、これらは中途退官とは申しましても実質的に定年退官と同視できるものであろうと思っております。

占めていると思うわけですが、それ以外に、定年とは関係なくやめて、そして弁護士になるあるいは大学の先生になるといったようなケースがございます。また、弁護士になる場合でも、自分の親族の経営している法律事務所を引き継ぐというようなケースもかなり多くあるわけでございます。そういったようなのは、これは裁判所の世界を離れて新たな世界に入っていくというわけでありまして、ただいま申しました公証人になり簡易裁判所判事になるケースとは違う新たな道への転身と言うべきものであります。裁判官の場合、相当長期間の勤務でございます。その途中で、ある程度の数の人がそういった転身をしていくというのは以前からあることでございまして、やむを得ないことはなかなかうかといふふうに思っているわけでございます。

○西川深君 私は四十八分までですので、あと三分ほどしかないんですけれども、法案はこれで終わりにさせていただきます。

最後に、素朴な疑問なんですが、足かけ三年になるわけなんですかけれども、法務大臣に一つお伺いしたいんです。

毎回、質問をさせていただくときに、質問をとりにこられるわけですが、素人ですのでいろんな方面から一生懸命勉強して法務委員会で質問をさせていただこうと、こういうふうに思うんですけどども、お役人といわれる方々に、僕ら無所属で一人でござりますので何とかおすがりしていろいろ勉強させていただこうと、こういうふうに思っていますが、出した質問に、これは質問しない方がいいですよとか、いい答えは幾らこれは質問してもらえないですかよとか、これはやめておいた方がいいですよ、通り一遍の答弁しかできませんよとかいうふうにお話を伺いするわけなんです。

どうも私、タレント議員ということと画面なんかでは派手に映る部分があるんですが、本質的には余り重箱の隅をつつついたり自分が手柄にしようと、悪意のある人間ではないので、皆さん方に腹を割つていろいろお話をさせていただくん

かと思ひますし、いざれにしましても、そういう御態度について、御勉強の結果を政府に対して御質問になるという御熱心な態度には私は深く敬意を表したいと思います。

○西川瀬君 どうも御丁寧にありがとうございます

僕は時間内で質問させていただきますし、そして今まででも悪意のあるようなことは一度もございません、強く自負しております。

それから、本当に国会というところは難しいところやな、どこぞの党へ入らないかぬのかなどといふうに思はんすけれども、一人でやるという約束でやらしていただいておりますし、僕らがいい

いパイプ役になつて國民一人一人の方々に、一振りのお役人の悪いこと、また國会議員の悪いことが報道されておりますが、そんなことはないといふことを絶えず報告もさせていただいておるんですけども、そういう立場に遭遇しますと、どうもかえつて国会というところに物すごく不信感をなお一層このごろ抱くようになりましたのですから、一度法務大臣にこのことをお伺いしたいなと。刑事局長もいらっしゃつたらぜひお伺いしたかったんですけども、きょうは早くお帰りになりましたので、また個人的に法務省の方へお伺いしましたので、ありがとうございました。ありがとうございます。

○委員長（塙出席典君） 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございません

○委員長(塙出忠典君) 御異議ないと認めます。
これより本法律案に対する討論に入ります。
御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願
います。——御意見もないですから、討論は
終局したものと認めます。
これより採決に入ります。

○委員長（塙出席典君） 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（塙出席典君） 御異議なしと認め、さよなら決定いたします。

○委員長（塙出席典君） 檢察及び裁判の運営等に関する調査を議題といたします。

去る一月二十六日から二十八日まで当委員会が行いました委員派遣につきまして、派遣委員の報告を聴取いたします。下稻葉耕吉君。

○下稻葉耕吉君 派遣報告をいたします。

去る一月二十六日から三日間、塙出委員長、猪熊理事、秋山委員、西川委員と私、下稻葉の五名は、検察及び裁判の運営等に関する調査の一環として、最近における司法行政及び法務行政に関する実情等について調査のため、愛媛県と広島県を行つてまいりました。

派遣日程の第一日目は、松山刑務所と、その構外作業場として刑務作業を行つております大井造船作業場に参りました。

第二日目は、広島高等裁判所、広島家庭裁判所、広島高等検察庁、広島地方検察庁、広島法務局、広島矯正管区、広島地方更生保護委員会及び広島入国管理局のそれぞれの機関の方から管内の概況について説明を伺い、懇談いたしました。さらに、引き続いて広島拘置所を視察し、翌日帰路についたのであります。

初めに、刑事施設、すなわち松山刑務所及び広島拘置所の状況について申し述べます。

まず、松山刑務所は、構内の作業場のほか、今治市に近い大井造船所において、民間企業の理解と協力を得て昭和三十六年以来、構外の刑務作業を実施しております。ここではだいま四十数人の被収容者が作業に従事しておりますが、彼らは犯罪傾向の進んでいない改善の容易な者であります。そこで彼らの起居する寮内の居室は鉄格子も錠もなく、またその寮生活の全般にわたつて、ある程度彼らの自治が認められております。また、彼らは電気溶接、ガス溶断、クレーン運転等の技術を習い、多数の者が所定の資格を得ております。

次に、広島拘置所について申し上げます。

本拘置所は、未決者の拘禁施設であるため、刑務作業は施設の維持管理のための自営作業と、

分類調査中の受刑者及び余罪受刑者並びに請願作業の未決被収容者を対象者とする生産作業のみであります。また、教育活動の対象者は自営作業についている受刑者を中心に行われております。

刑務所勤務職員と拘置所勤務職員との人事異動の状況等であります。

次に、裁判所及び法務省の各機関の代表者の方から、それぞれ管内概況について説明を承りました。

まず、裁判所関係の昭和六十年度から六十二年度までの三年間の事件処理の状況を申し上げます。広島高等裁判所の取り扱った民事事件、なお以下で民事事件と申しますときは行政事件も含めて申しますが、これらは全体として増加傾向にあります。また刑事案件は、昭和六十一年度は著しく増加しましたが、六十二年度はおむね横ばいとなつております。

管内地方裁判所の民事事件について申しますと、民事執行の配当手続、不動産等及び債権等に対する強制執行の事件の増加が目立つほか、全体としてはほぼ横ばいであります。

管内地方裁判所の民事事件のうち、訴訟事件は年々減少傾向にあり、また調停事件は昭和五十八年十一月、賃金業規制二法の施行後は大幅に減少してまいりました。

管内家庭裁判所及び簡易裁判所の民事事件は全体として横ばいであります。

以上で裁判所関係のあらましを述べましたが、いずれも事件の処理は順調に進んでおるというふうであります。

次に、検察庁関係を申し上げます。

最近の広島高等検察庁管内の犯罪情勢は、全般的には平穏に推移しておりますが、中には凶悪重

大事犯、地方公共団体職員による贈収賄事犯等

も少なからず発生しております。最近三年間の当事内事件受理人員数は、道交法の改正により從事の異同、拘置所に既決者が収容されている理由、刑務所勤務職員と拘置所勤務職員との人事異動の状況等であります。

次に、裁判所及び法務省の各機関の代表者の方から、それぞれ管内概況について説明を承りました。

まず、裁判所関係では、管内事件受理人員数は、道交法の改正により從事の異同、拘置所に既決者が収容されている理由、刑務所勤務職員と拘置所勤務職員との人事異動の状況等であります。

次に、広島法務局の管内状況を申し上げます。

当法務局管内の出先機関は、昭和四十五年には六支局、五十五出張所がありましたが、四十六年度からの登記所適正配置計画の実施により、現在八支局、十八出張所となりました。登記事件は、特に都市部周辺の登記所において急増し、内容も複雑化してまいるとともに、事務のコンピューター化についても本会計年度から始まり、種々困難な状況の中で移行作業が鋭意進められておりま

す。かかる状況でありますから、今後法務局の事務の円滑な運営を図るために、さらに一層の諸条件の充実が必要である旨の強い要望があつたの

であります。

次に、保護観察所について申し上げます。

保護観察官の携わる職務の実情は、多方面にわたり、過重な負担となっており、それがため増員

方を強く望まれたのであります。

また、更生保護会等の民間協力組織につきましては、かねて財政的基盤が不十分で運営の苦しいものが少なくないとして、その充実強化を要望さ

れておりました。

次に、広島入国管理局の管内事情を申しますと、最近の業務の特徴としては、境港と北朝鮮との貿易が活発になってきたこと、韓国の社会経済になつたこと等であります。また昭和六十三年度度

は、入国情事前審査業務が大幅に増加するとともに、下関港において不法就労を目的とする韓国人の入国を図る者の増加が目立つてきたということ

であります。

さて次に、関係機関の庁舎施設及び宿舎の管轄

状況について申し述べます。

まず、裁判所関係では、庁舎はおむね整備されており、宿舎も数においてはますますの状況と

承りました。

検察庁におきましては、さらに一層の執務環境の整備が図られるよう要望がありました。宿舎についても、都市圏はともかく、地方においてはいまだ不十分であり、特に若年独身者層の宿舎の充

足率が低く、また既設の宿舎にあっても老朽化が進んでいるところが少なくないとのことであります。

次に、法務局関係につきましては、管内に整備が図られるよう要望がありました。宿舎については、都市圏はともかく、地方においてはいまだ不十分であり、特に若年独身者層の宿舎の充

足率が低く、また既設の宿舎にあっても老朽化が進んでいます。

次に、法務局管内に於ける主な質疑の対応を望まれました。宿舎についても、出先機関が地方に分散するので省庁別宿舎の設置を期待されたのであります。

なお、以上の説明を承った際における主な質疑としては、宿舎を国が提供した場合と民間が提供

した場合との賃借料の格差、先般行われた簡易裁判所統廃合の地域住民に対する影響の有無、暴力団対策、更生保護の業務に従事する団体等をめぐる状況等であります。

さて、今回の視察に当たりましては、御多忙中にもかかわりませず、資料の準備、その他数々の御配慮をいただきまして、関係の諸機関の皆様に

対し、深く感謝の意を表する次第であります。特に、司法、法務の仕事は、矯正行政を始めとして

まことに地味な、かつ御苦労の多い分野であると承知いたします。ここにその御苦労を謝するとともに、この際、御便宜、御協力をいただきました関係の方々に対し、厚く御礼を申し上げる次第であります。

○委員長(塙出啓典君) 以上で派遣委員の報告は終わりました。

ただいまの報告に關し、法務省及び最高裁判所側から發言を求められておりますので、これを許します。高辻法務大臣。

○國務大臣(高辻正吉君) 委員長を初め、委員各位におかれましては、平素から法務行政の運営につきまして格別の御尽力をいたしており、感謝申し上げます。

このたびは松山、広島管内法務省所管各局を視察され、ただいま下稻葉理事からその結果についての報告を拝聴いたしましたが、法務省所管各局の業務及び職員に対し温かい御理解を賜り、心からお礼を申し上げます。

私も、ただいま御報告のあった種々の問題につきましては、今後とも必要な措置を講じてまいりたいと考えておりますので、よろしく御指導、御支援をお願い申し上げます。

○委員長(塙出啓典君) 金谷最高裁判所総務局長。

○最高裁判所長官代理者(金谷利廣君) 法務委員会の諸先生方には裁判所の実情につきまして平素深い御理解をいたしております。ありがとうございます。そして、このたびは広島の裁判所を親しく御観察をいただきまして感謝している次第でございます。

ただいま、その結果につきまして下稻葉委員からの詳細な御報告を承つたわけでございますが、広島の各裁判所におきましては、こと一、二年、事件動向は落ちつきを見せたとはい、なお事件数は高齢状態が続いているおりまして、裁判官を初め職員一同、適正迅速な裁判の実現のために努めてまいっているところでございます。

私ども司法行政を担当する者といたしましても、今後御指摘の点を含めまして各裁判所の実情を十分に把握して、引き続き裁判事務の一層の円滑な運営に努力してまいりたいと、こう考えております。今後とも一層の御理解をお願いを申し上げます。

ありがとうございました。

○委員長(塙出啓典君) 本日はこれにて散会いたします。

午後一時三分散会

二月十七日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

号)の一部を次のように改正する。

第一条の表中「七八四人」を「七八九人」に改め

る。

第二条中「二万三千三百七十六人」を「二万三千四百

一人」に改める。

附 則

この法律は、平成元年四月一日から施行する。

三月十日本委員会に左の案件が付託された。

一、法例の一部を改正する法律案

法例の一部を改正する法律案

法例の一部を改正する法律案

法例の一部を改正する法律案

この法律は、平成元年四月一日から施行する。

三月十日本委員会に左の案件が付託された。

一、法例の一部を改正する法律案

法例の一部を改正する法律案

法例の一部を改正する法律案

法例の一部を改正する法律案

法例の一部を改正する法律案

法例の一部を改正する法律案

法例の一部を改正する法律案

る。

第十四条 婚姻ノ効力ハ夫婦ノ本国法ガ同一ナルトキハ其法律ニ依リ其法律ナキ場合ニ於テ夫婦ノ常居所地法ガ同一ナルトキハ其法律ニ依ル其係アル地ノ法律ニ依ル

何レノ法律モナキトキハ夫婦ニ最モ密接ナル関係アル地ノ法律ニ依ル

トキハ其法律ニ依リ其法律ナキ場合ニ於テ夫婦ニ依リ左ニ掲ゲタル法律中其何レニ依ルベキカ

ヲ定メタルトキハ夫婦財産制ハ其定メタル法律ニ依ル

一、夫婦ノ一方ガ国籍ヲ有スル國ノ法律

二、夫婦ノ一方ノ常居所地法

三、不動産ニ關スル夫婦財産制ニ付テハ其不動産ノ所在地法

外国法ニ依ル夫婦財産制ハ日本ニ於テ為シタル法律行為及ビ日本ニ在ル財産ニ付テハ之ヲ善意ノ第三者ニ対抗スルコトヲ得ズ此場合ニ於テ其夫婦財産制ニ依ルコトヲ得ザルトキハ其第三者トノ間ノ關係ニ付テハ夫婦財産制ハ日本ノ法律ニ依ル

夫婦ノ一方ガ日本ニ常居所ヲ有スル日本人ナルトキハ離婚ハ日本ノ法律ニ依ル

第十六条 第十四条ノ規定ハ離婚ニ之ヲ準用ス但

夫婦ノ一方ガ日本ニ常居所ヲ有スル日本人ナルトキハ離婚ハ日本ノ法律ニ依ル

第十七条 夫婦ノ一方ノ本国法ニシテ子ノ出生ノ当時ニ於ケルモノニ依リ子ガ嫡出ナルトキハ其子ハ嫡出子トス

夫ガ子ノ出生前ニ死亡シタルトキハ其死亡ノ当

時ノ夫ノ本国法ヲ前項ノ夫ノ本国法ト看做ス

第十八条 嫡出ニ非ザルノ子ノ親子關係ノ成立ハ父

母ノ間ノ親子關係ニ付テハ子ノ出生ノ當時ノ父

ノ本國法ニ依リ母トノ間ノ親子關係ニ付テハ其

時ノ母ノ本國法ニ依ル子ノ認知ニ因ル親子關係

ノ成立ニ付テハ認知ノ當時ノ子ノ本國法ガ其

子又ハ第三者ノ承諾又ハ同意アルコトヲ認知ス

要件トスルトキハ其要件ヲモ備フルコトヲ要ス

子ノ認知ハ前項前段ニ定ムル法律ノ外認知ノ當

時ノ認知スル者又ハ子ノ本國法ニ依ル此場合ニ於テ認知スル者ノ本國法ニ依ルトキハ同項後段ノ規定ヲ準用ス

父ガ子ノ出生前ニ死亡シタルトキハ其死亡ノ当

時ノ父ノ本國法ヲ第一項ノ父ノ本國法ト看做シ

前項ニ掲ゲタル者ガ認知前ニ死亡シタルトキハ其死亡ノ当時ノ其者ノ本國法ヲ同項ノ其者ノ本國法ト看做ス

スルトキハ嫡出子タル身分ヲ取得ス

前項ニ掲ゲタル者ガ準正ノ要件タル事實ノ完成スルトキハ其死亡シタルトキハ其死亡ノ当時ノ其者ノ本父若クハ母又ハ子ノ本國法ニ依リ準正ガ成立スルトキハ准正ノ要件タル事實ノ完成ス

定ニ依リ当事者ノ本国法ニ依ルベキ場合ハ此限ニ在ラズ

第二十八条第二項を次のように改める。

当事者ガ二箇以上ノ住所ヲ有スルトキハ其住所地中当事者ニ最モ密接ナル関係アル地ノ法律ヲ其住所地法トス

第二十八条を第二十九条とし、同条の次に次の二条を加える。

第三十条 当事者ノ常居所地法ニ依ルベキ場合ニ於テ其常居所ガ知レザルトキハ其住所地法ニ依

ル但第十四条（第十五条第一項及ビ第十六条ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）ノ規定ヲ適用スル場

合ハ此限ニ在ラズ

第三十一条 当事者ガ人的ニ法律ヲ異ニスル國ノ国籍ヲ有スル場合ニ於テハ其國ノ規則ニ從ヒ指

定セラルル法律若シ其規則ナキトキハ当事者ニ最モ密接ナル関係アル法律ヲ当事者ノ本国法トス

前項ノ規定ハ当事者ガ常居所ヲ有スル地ガ人的ニ法律ヲ異ニスル場合ニ於ケル当事者ノ常居所

地法及び夫婦ニ最モ密接ナル関係アル地ガ人的ニ法律ヲ異ニスル場合ニ於ケル夫婦ニ最モ密接ナル関係アル地ノ法律ニ之ヲ準用ス

第二十七条を削り、第二十六条を第二十七条とし、同条の次に次の一条を加える。

第二十八条 当事者ガ二箇以上ノ国籍ヲ有スル場合ニ於テハ其国籍ヲ有スル國中当事者ガ常居所ヲ有スル國若シ其國ナキトキハ当事者ニ最モ密接ナル関係アル國ノ法律ヲ当事者ノ本国法トス但其一ガ日本ノ国籍ナルトキハ日本ノ法律ヲ其本国法トス

当事者ノ本国法ニ依ルベキ場合ニ於テ当事者ガ国籍ヲ有セザルトキハ其常居所地法ニ依ル但第十四条（第十五条第一項及ビ第十六条ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）又ハ第二十一条ノ規定ヲ適用スル場合ハ此限ニ在ラズ

当事者ガ地方ニ依リ法律ヲ異ニスル國ノ国籍ヲ有スルトキハ其國ノ規則ニ從ヒ指定セラルル法律若シ其規則ナキトキハ当事者ニ最モ密接ナル

関係アル地方ノ法律ヲ当事者ノ本国法トス

第二十五条を第二十六条とし、第二十四条を第

二十五条とし、第二十三条を第二十四条とし、第

二十二条中「前九条」を「第十三条乃至第二十二条」に改め、同条を第二十三条とし、第二十二条の次に次の二条を加える。

第二十二条第十四条乃至前条ニ掲ゲタル親族関係ニ付テノ法律行為ノ方式ハ其行為ノ成立ヲ定

ムル法律ニ依ル但行為地法ニ依ルコトヲ妨げズ

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

2 この法律の施行前に生じた事項については、なお従前の例による。ただし、この法律の施行の際現に継続する法律関係については、この法律の施行後の法律関係に限り、改正後の法例の規定を適用する。

（民法の一一部改正）

3 民法(明治二十九年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第七百五十七条を次のように改める。

第七百五十七条 削除

三月二十四日本委員会に左の案件が付託された。

（予備審査のための付託は二月十七日）
一、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

平成元年四月六日印刷

平成元年四月七日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局